

徳山ダムに係る導水路検討会（第16回幹事会）

日時：平成20年5月15日（木）

議事次第

1. 開会

2. 議事

- 1) 導水路事業の今後のスケジュール（案）
- 2) 水源地域の保全と活性化の具体化に向けて
- 3) 本検討会の今後の進め方について

3. 閉会

徳山ダムに係る導水路検討会（第16回幹事会）

出席者名簿

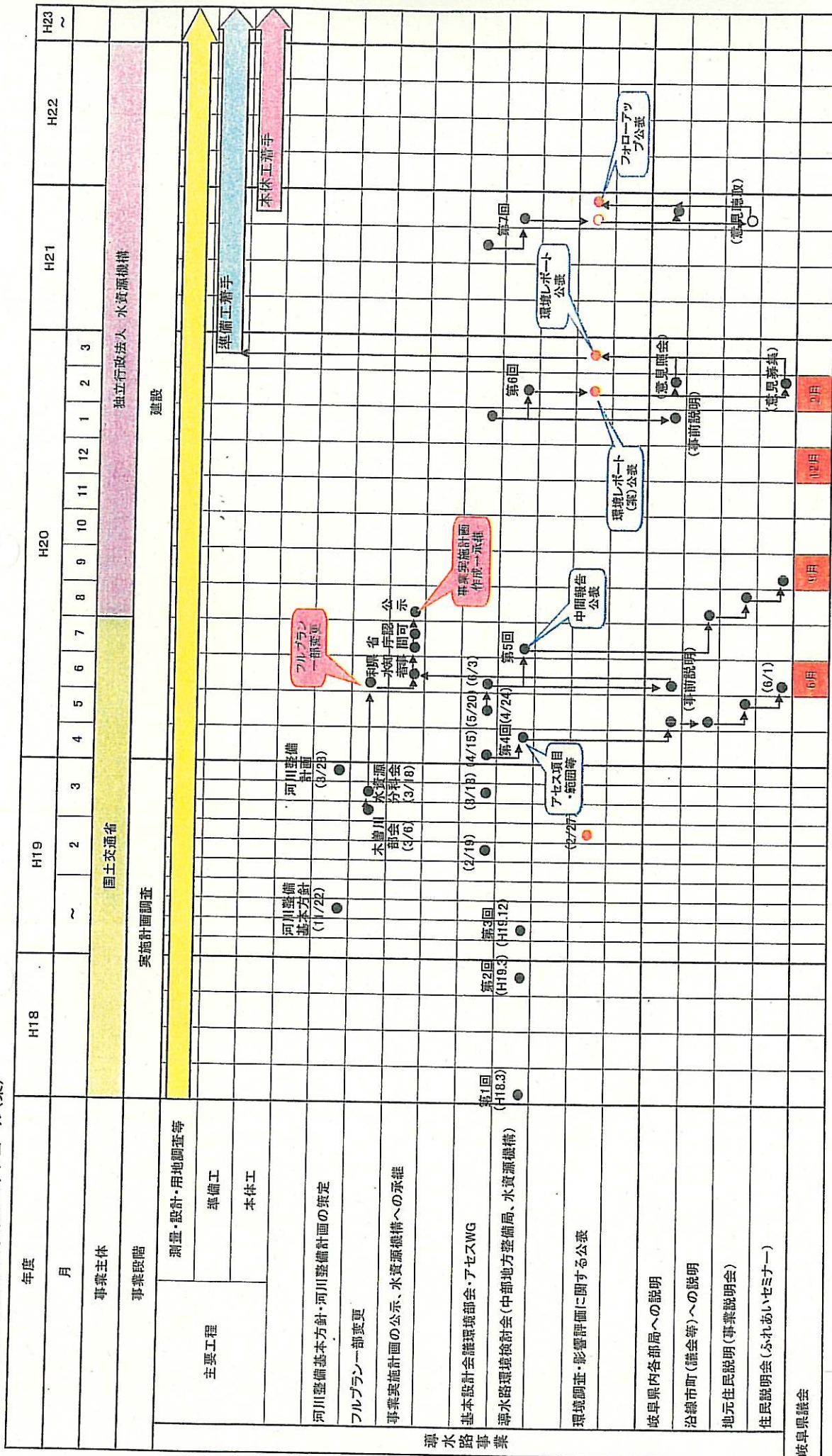
日時：平成20年5月15日（木） 15:00～17:00

場所：中部地方整備局 総務部7階大会議室

会議出席者

機 関 名	部 局 名	出 席 者	
		役 職	氏 名
中部地方整備局	河川部	河川調査官 (代理：広域水管理官)	高橋 洋一 (代理：山内 博)
岐阜県	県土整備部	河川課長	堂 菌 俊多
愛知県	地域振興部	土地水資源課長	高田 憲一
	建設部	河川課長	富岡 誠司
	企業庁水道部	水道計画課長	村瀬 善寿
三重県	政策部	土地・資源室長	水谷 一秀
	県土整備部	河川・砂防室長	久世 憲志
名古屋市	上下水道局	水道計画課主幹	山田 喜美雄

木曽川水系連絡導水路事業のスケジュール(案)



導水路事業

岐阜県議会

（株）

<H20. 05. 09(案)>

事業承継
※事業実施

平成 19 年 6 月 13 日

木曽川水系連絡調整会議 確認事項

(1) 施設計画について

第 6 回検討会において優位と認められた木曽川水系連絡導水路の上流ルート案について具体的な検討を進めた結果、木曽川への導水量の一部を、上流に河川維持流量の補給手段を有しない長良川を經由して導水する上流分割案とすることを確認した。

(2) 事業主体について

木曽川水系連絡導水路は治水と利水の目的を持った水系総合運用*の中心的施設となるものであり、徳山ダム等との一元的な建設及び施設管理が必要であることから、事業主体を独立行政法人水資源機構へ承継する方針について確認した。

(3) 平成 20 年度事業内容について

事業実施に向けさらにコスト縮減に努めるとともに、木曽川水系連絡導水路は、上記の方針に基づき、平成 20 年度の新規建設着手に向け予算要求することを確認した。

(4) 長良川河口堰利水導水事業との連携について

木曽川水系全体の利水安全度をより向上させるための長良川河口堰利水導水事業との連携に向けて、両事業の関係を整理しつつ、水質等への影響に対して取水方法等の検討を開始するとともに、関係者との調整を行うことを確認した。

(5) 水源地域の保全と活性化について

今後も引き続き、上下流県市が連携し、水源地域の保全と活性化のために協力していくことを確認した。

* 水系総合運用とは、木曽川水系における水資源開発施設を効率的に運用することで、利水者が等しく恩恵を受けられる方法

徳山ダムに係る導水路検討会（第7回） 議事要旨

日 時：平成19年8月22日（水）

場 所：愛知県三の丸庁舎 601 会議室

出席者：国土交通省中部地方整備局河川部長（座長）

岐阜県県土整備部長

愛知県地域振興部長（代理：水資源監）

愛知県建設部長（代理：技監）

愛知県企業庁水道部長

三重県政策部長

三重県県土整備部長

名古屋市上下水道局技術本部長

配付資料：

次第

説明資料

参考資料

議事要旨

徳山ダムに係る導水路検討会は、以下の事項を確認し、今後必要な手続きを踏まえていくことに合意した。

1. 木曽川水系連絡導水路について

（1）施設計画

第6回検討会において優位と認められた木曽川水系連絡導水路の上流ルート案について具体的な検討を進めた結果、木曽川への導水量の一部を、河川維持流量の補給手段を有しない長良川を経由して導水する上流分割案とする。

（2）事業主体について

事業主体を独立行政法人水資源機構へ承継する方針について確認した。

（3）平成20年度事業内容について

上記の方針に基づき、平成20年度に新規建設の段階に移行することを確認した。なお、事業主体に対し、さらなるコスト縮減に取り組むことを要求していく。

2. その他

（1）水系総合運用

木曽川水系における水資源開発施設を効率的に運用する水系総合運用の必要性を確認した。なお、水系総合運用は他の利水関係者も含めた場で検討していく。

(2) 水源地域の保全と活性化について

今後も上下流県市が連携し、水源地域の保全と活性化のために、さらに協力していくことを確認した。

財団法人木曽三川水源地域対策基金寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人木曽三川水源地域対策基金（以下「基金」という。）という。

(事務所)

第2条 基金は、主たる事務所を岐阜市に置く。

2 基金は、理事会の議決を経て、必要な地に從いたる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 基金は、木曽三川におけるダム等の建設に伴い必要となる水没関係住民の生活再建対策と水没関係地域の振興対策に必要な資金の貸付け、交付等の援助及び調査を行うことにより、当該ダム等の建設促進、水没関係住民の生活安定及び水没関係地域の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 基金は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の不動産の取得に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助

(2) 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の生活安定に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助

(3) 関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助

(4) 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査及びその受託

(5) その他基金の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業の実施については、別に定める業務方法書による。

3 業務方法書の制定又は変更については、理事会において出席理事全員の同意を経て、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 基金の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初に寄附された財産

(2) 設立後に寄附された財産

(3) 財産から生ずる収入

(4) 国及び地方公共団体等からの委託費等

(5) 会費収入

(6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 基金の財産は、これを基本財産、第3項に規定する基本基金及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
 - (2) 設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) その他理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 基本基金は、業務の円滑な運営に資するために置くものとし、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 基本基金とすることを指定して岐阜県、愛知県及び三重県並びに名古屋市から出えんされた財産
 - (2) 基本基金とすることを指定して国から補助された財産
- 4 運用財産は、基本財産及び基本基金以外の財産とする。
- (財産の管理)
- 第7条 基金の財産は、理事会の定めるところにより、理事長が管理する。
- 2 財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債その他確実な有価証券にかえて保管する。
- (基本財産及び基本基金の処分の制限)
- 第8条 基本財産及び基本基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において出席理事全員の同意を経、かつ、国土交通大臣の承認を得て、その一部に限り処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。
- (経費の支弁)
- 第9条 基金の経費は、運用財産をもって支弁する。
- (事業年度)
- 第10条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (事業計画及び予算)
- 第11条 理事長は、毎事業年度開始前に事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会において出席理事全員の同意を経て、国土交通大臣に届け出るとともに、岐阜県、愛知県及び三重県の知事並びに名古屋市長に通知しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- (事業報告及び決算)
- 第12条 理事長は、毎事業年度終了後、速やかに次の各号の書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、理事会に提出しなければならない。
- 3 理事長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、理事会において出席理事全員の同意を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告するとともに岐阜県、愛知県及び三重県の知事並びに名古屋市長に通知しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

第4章 役員

(役員の数)

第13条 基金に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 4名以上7名以内(理事長を含む。)
- (3) 監事 1名又は2名

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、基金を代表し、その業務を統轄する。

- 2 理事は、あらかじめ理事長の定める順位により、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織し、基金の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び国土交通大臣に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期中に選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の多数による議決に基づいて、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬等)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第20条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第21条 理事会は、第15条第4項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会の招集は、会議の目的、審議事項、日時及び場所を示した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(理事会の権限)

第22条 理事会は、この寄附行為において別に定める事項のほか、基金の業務の運営上必要な事項について議決することができる。

(理事会の議決方法等)

第23条 理事会の議事は、この寄附行為において別に定めるもののほか、次の各号によって行う。

(1) 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

(2) 理事会の議決は、出席理事の4分の3以上の同意を得なければならない。

(3) 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(代理人による表決等)

第24条 理事会に出席できない理事は、代理人によって表決権を行使することができる。この場合において、前条の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、議事録を作成し、主たる事務所に備え付けて置かなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載し、議長及び議長が指名した出席理事2名以上がこれに署名押印しなければならない。

(1) 会議の目的である事項、日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の指名に関する事項

第6章 評議員

(評議員)

第26条 基金に評議員若干名を置くことができる。

- 2 評議員は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、基金の業務に関する基本的な運営事項に関し、理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第27条 基金の趣旨に賛同する者は、基金の賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めるところに従い、毎事業年度所定の会費を納めるものとする。

第8章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第28条 基金に事務局を置き、事務局に必要な職員を置く。

- 2 事務局及び職員に関する事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。
- 3 職員は、理事長が任免する。

(備付け帳簿及び書類)

第29条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 事業計画及び予算に関する書類
 - (4) 事業報告及び決算に関する書類
 - (5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
 - (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (7) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (8) 理事及び監事の履歴書
 - (9) 評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (10) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会において出席理事全員の同意を経、かつ、国土交通大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第31条 基金は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるもののほか、理事会において出席理事全員の同意を経、かつ、国土交通大臣の認可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第32条 基金が解散した場合における残余財産の処分は、理事会において出席理事全員の同意を経、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、国若しくは岐阜県、愛知県及び三重県並びに名古屋市又はこの基金と類似の目的をもつ他の法人に寄附するものとする。

第10章 雑 則

(理事会への委任)

第33条 この寄附行為に定めるもののほか、基金の業務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、基金の設立許可があった日から施行する。
- 2 基金の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和53年3月31日までとする。
- 3 基金の設立当初の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者が定め、岐阜県、愛知県及び三重県の知事並びに名古屋市長に通知しなければならない。
- 4 基金の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず設立者が定めるところによる。
- 5 基金の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず昭和53年3月31日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、理事会の議決のあった日から施行する。(理事会の議決のあった日、平成13年3月22日)

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、国土交通大臣の認可のあった日から施行する。(国土交通大臣の認可のあった日、平成17年4月19日)

業 務 方 法 書

制定：昭和53年 1月11日（承認：昭和53年 1月30日）

変更：平成 9年 6月 6日（変更承認：平成10年 3月30日）

変更：平成13年 3月22日（変更承認：平成13年 3月22日）

変更：平成17年 3月25日（変更承認：平成17年 4月19日）

（目的）

第1条 この業務方法書は、財団法人木曾三川水源地域対策基金寄附行為（以下「寄附行為」という。）第4条第2項の規定に基づき、財団法人木曾三川水源地域対策基金（以下「基金」という。）の事業の実施についての基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 基金は、その設立の趣旨及び事業の公共性に鑑み、主務官庁、関係行政機関及びダム起業者等並びに岐阜県愛知県、三重県及び名古屋市の密接な連絡のもとにその業務の適正かつ効果的な運営を期するものとする。

（定義）

第3条 この業務方法書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ダム等 国土の保全又は水資源の開発のため必要なダム及び堰をいい、余水路、副ダム、管理施設その他の施設又は工作物で当該ダム又は堰と一体となって、その効用を全うするものを含むものとする。
- (2) 関係当事者 岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市をいう。
- (3) 水没関係住民 ダム等の建設により移転を余儀なくされ、又は生活の基礎に著しい影響を受ける者をいう。
- (4) 水没関係地域 ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域及び水没関係住民が集団で移転する地域をいう。
- (5) 流域関係地域 水没関係地域及びそのダム等の建設により利益を受ける地域をいう。
- (6) 関係地方公共団体等 水没関係地域の全部又は一部をその区域に含む市町村及び当該市町村の区域をその区域に含む県並びに当該市町村又は当該県が出資又は出せんした法人であって、理事会において承認したものをいう。
- (7) 代替不動産 水没関係住民が自らの居住又は生業の用に供するために取得する土地若しくは建物又は関係 地方公共団体等が水没関係住民に分譲する目的で取得する土地若しくは建物をいう。

（事業の対象ダム等）

第4条 基金が行う事業の対象とするダム等は、木曾三川において、建設が予定されているダム等で広域的な受益にかかるもののうちから、理事会において、出席理事全員の同意を経て定められたものである。

（事業費の資金）

第5条 基金の行う事業に必要な資金は、関係当事者の負担金、前条のダム等の建設により利益を受けるものからの寄付金及び負担金の運用等に伴う収益（雑収入）並びに金融機関からの借入金をもって充てるものとする。

2 前項の負担金の額の関係当事者間における負担割合は、関係当事者間の協議をもとに、前条のダム等の建設の目的、当該ダム等の建設により関係当事者が受ける利益その他の事情を勘案して、理事会において、出席理事全員の同意を経て定めるものとする。

3 基金は、第1項の負担金の運用等に伴う収益（雑収入）をもって充てる場合においては、あらかじめ関係当事者及び国土交通省の意見を聞くものとする。

4 基金は、第1項の借入金をするにあたっては、あらかじめ関係当事者の意見を聞くものとする。

（事業計画書及び収支予算書の作成）

第6条 基金は、寄附行為第11条の規定による毎年度の事業計画書及び収支予算書の作成にあたっては、当該事業計画及び収支予算の対象となるダム等に係る諸施策を考慮したうえ、あらかじめ関係当事者及び当該ダム等起業者と協議するものとする。

（事業の実施）

第7条 基金は、事業の実施にあたっては、毎年度の事業計画に基づき適切な事業手法を選定し、計画的かつ

効率的に行うものとする。

(水没関係住民の代替不動産の取得に必要な措置)

第8条 基金は、水没関係住民が代替不動産取得のため、金融機関から借り入れた資金につき、関係地方公共団体等が利子補給を行った場合においては、当該関係地方公共団体等に対し、当該利子補給を行うのに要した費用を交付するものとする。この場合において、交付する額は、関係地方公共団体等が次の各号に定める条件で利子補給を行うのに要する費用に相当する額とする。

(1) 利子補給の対象となる借入金の額

水没関係住民が代替不動産の取得のため、金融機関から借り入れた資金の額とする。ただし、当該借り入れた資金の額が別に定める評価基準により、当該水没関係住民に係る水没地等について評価した額をこえる場合にあっては、当該評価した額（当該評価した額が1,000万円に満たない場合は、1,000万円を限度として当該借り入れた資金の額）とする。

(2) 利子補給率

各金融機関の貸付け利率を勘案して、理事会で別に定めるものとする。

(3) 利子補給の対象となる期間

水没関係住民が当該資金を借り入れた日（当該資金を借り入れた日が理事会で別に定める日より早いときは、理事会で別に定める日）から水没関係住民に対し、補償金の支払いが行われた日までとする。

2 基金は、関係地方公共団体等が代替不動産の取得のため、金融機関から資金を借り入れた場合においては次の各号に定める条件により、当該関係地方公共団体等に対し、当該借り入れた資金につき利子補給を行うものとする。

(1) 利子補給の対象となる借入金の額

関係地方公共団体等が代替不動産の取得のため、金融機関から借り入れた資金の額とする。ただし、当該借り入れた資金の額が2,000万円に、当該代替不動産の分譲を受けることとなる水没関係住民の世帯数を乗じて得た額をこえる場合にあっては、2,000万円に当該水没関係住民の世帯数を乗じて得た額とする。

(2) 利子補給率

各金融機関の貸付け利率を勘案して、理事会で別に定めるものとする。

(3) 利子補給の対象となる期間

関係地方公共団体等が当該資金を借り入れた日（当該資金を借り入れた日が、理事会で別に定める日より早いときは、理事会で別に定める日）から当該代替不動産の分譲を行った日、又は水没関係住民に対し、補償金の支払いが行われた日のうち、いずれか早い日までとする。

3 基金は、関係地方公共団体等が代替不動産を取得しようとする場合においては、理事会において、出席理事全員の同意を経て、当該関係地方公共団体等に対し、当該代替不動産の取得に必要な資金の全部又は一部を貸し付けることができる。

4 基金は、前三項に規定する措置を行うときは、代替不動産の取得に必要な範囲内で行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、補償金の支払いが2回以上にわたって行われる場合における交付条件については、理事会で別に定める。

(水没関係住民の生活安定に必要な措置)

第9条 基金は、水没関係住民が営業の再開又は開始のため金融機関から借り入れた資金につき、関係地方公共団体等が利子補給を行った場合においては、当該関係地方公共団体等に対し、当該利子補給に要した費用を交付するものとする。この場合において、交付する額は、関係地方公共団体等が次の各号に定める条件で利子補給を行うのに要する費用に相当する額とする。

(1) 利子補給の対象となる借入金の額

水没関係住民が移転する日までに、金融機関から借り入れた資金の額のうち、当該関係地方公共団体等が適当と認めた金額とする。ただし、当該金額が2,000万円をこえる場合にあっては2,000万円とする。

(2) 利子補給率

年利6パーセントの範囲内で、理事会で別に定めるものとする。

(3) 利子補給の対象となる期間

理事会で別に定めるものとする。

2 基金は、関係地方公共団体等が職業の転換を必要とする水没関係住民に対し、職業訓練手当を支給した場合においては、当該関係地方公共団体等に対し、当該職業訓練手当の支給に要した費用を交付するものとする。この場合において、交付する額は、関係地方公共団体等が次の各号に定める条件で職業訓練手当の支給に要する費用に相当する額とする。

(1) 支給する職業訓練手当の額

水没関係住民が居住する県の訓練手当支給規則等に規定する職業訓練手当の額とする。

(2) 支給の対象となる水没関係住民

水没関係住民で移転の日から2年を経過した日以前に公的な職業訓練機関又は各種学校において職業の訓練を受けた者とする。

(3) 支給の対象となる期間

水没関係住民が職業訓練を受けた期間とする。ただし、当該期間が1年をこえる場合にあっては、1年とする。

(水没関係地域の振興に必要な措置)

第10条 基金は、関係地方公共団体等が水没関係地域の振興に必要な事業を実施する場合においては、次の各号に定めるところにより、当該関係地方公共団体等に対し、当該事業に要する費用の全部又は一部を交付することができる。

(1) 当該交付の対象となる事業は、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第4条第2項の整備事業に準ずる事業で、あらかじめ関係当事者と協議し、国土交通省の意見を聞いたうえ、理事会の議決を経て定めるものとする。

(2) 当該交付する額は、当該事業に要した費用の額から国の補助金等の額を控除した額の範囲内において、理事会で定める額とする。

(特別の援助)

第11条 基金は、ダム等の建設により土地、建物その他の生活の基盤を喪失する者に対し、水没関係地域をその区域内に含む県の申し出に基づき、理事会の議決を経たうえ、当該県を通じて特別の援助を行うことができる。

(調査等)

第12条 基金は、水没関係住民の生活再建若しくは水没関係地域の振興又は流域関係地域における交流活動に必要な情報の収集、分析及び提供並びに調査研究を行うことができる。また、これら調査の受託をすることができる。

(流域関係地域の交流活動に必要な措置)

第13条 基金は、流域関係地域の相互理解を深めるため関係地方公共団体等が積極的な交流活動を行った場合においては、次の各号に定めるところにより、当該関係地方公共団体等に対し、当該交流活動に要する費用の一部を交付することができる。

(1) 当該交付の対象となる交流活動は、あらかじめ関係当事者と協議し、国土交通省の意見を聞いたうえ、理事会の議決を経て定めるものとする。

(2) 当該交付する額は、理事会で別に定める額とする。

(その他特別な場合の措置)

第14条 基金は、事業の遂行にあたり、特殊事情が認められる場合においては、第8条から第13条までの規定にかかわらず、理事会の議決を経て、必要な事業の実施方法を別に定めることができる。

2 基金は、第1項の事業の実施方法を別に定める場合においては、あらかじめ関係当事者と協議したうえ、国土交通省の意見を聞かなければならない。

附則

1 この業務方法書は、内閣総理大臣の承認のあった日から実施し、昭和52年9月28日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、基金は、昭和51年4月1日以後、この業務方法書の適用までの間に、関係地方公共団体等が行った第8条から第10条までの規定に該当する措置につき、理事会の議決を経て、この業務方法書の定める基金の事業の対象とすることができる。

附則

1 この業務方法書の変更は、内閣総理大臣の承認があった日から施行する。（内閣総理大臣の承認のあった

日、平成10年3月30日)

附則

- 1 この業務方法書の変更は、理事会の議決があった日から施行する。(理事会の議決のあった日、平成13年3月22日)

附則

- 1 この業務方法書の変更は、国土交通大臣の承認があった日から施行する。(国土交通大臣の承認のあった日、平成17年4月19日)

「木曽三川水源地域対策基金」と「水源地域対策特別措置法(水特法)」

ダム名 (総事業費)	事業費等	事業種別
阿木川ダム (1, 078. 5億円)	木曽三川基金 (対象ダム決定 S53.1.11) 総事業費：約17億円(地域振興対策事業分) このうち基金措置額：約9億円 ※1. 基金措置額は当該振興に必要なる事業に要する費用のうち、関係地方公共団体等が負担する費用の合計額に1000分の660を乗じて得た額。 ※2. 負担比率は事業費における利水アロケの率(算出方法：異別容量比) 「不動産取得対策費助成事業」(水没者代替不動産取得の利子補給) 利子補給額：約0. 1億円(※延べ18世帯) 「特別援助事業」 特別援助額：約1. 2億円(※24世帯) 「調査助成事業」 調査経費(全体)：約0. 09億円 このうち基金交付金額：約0. 04億円	事業種別 ・土地改良(5事業) ・林道整備(4事業) ・公営住宅整備(1事業) ・消防施設整備(1事業) ・保健衛生施設整備(2事業) (合計36事業) ・道路整備(13事業) ・集会所整備(3事業) ・保育所整備(1事業) ・教育・文化・スポーツ施設整備(6事業)
長良川河口堰 (1, 493. 1億円)	水特法 総事業費：約73億円(水源地域整備計画(S53年当初計画))	事業種別 ・土地改良(12事業) ・林道整備(10事業) ・造林整備(4事業) ・診療所整備(1事業) ・消防施設整備(3事業) (合計45事業) ・道路整備(6事業) ・治山(4事業) ・簡易水道整備(3事業) ・公民館整備(2事業)
味噌川ダム (1, 612. 5億円)	木曽三川基金 (対象ダム決定 S57.12.24) 総事業費：約595億円(地域振興対策事業分) このうち基金措置額：約47億円 ※1. 基金措置額は当該振興に必要なる事業に要する費用のうち、関係地方公共団体等が負担する費用の合計額に1000分の730を乗じ、更に1000分の307を乗じて得た額。 ※2. 負担比率は最大取水量比 (愛知県水道・上水：9.25m³/s、名古屋市水道：2.00m³/s) 水特法	事業種別 ・土地改良(7事業) ・土地改良(4事業) ・義務教育施設整備(1事業) ・林道整備(2事業) ・農業・林業の経営の近代化のための共同利用施設整備(1事業) ・スポーツ又はレジャーの用に供する施設整備(3事業) ・消防施設整備(2事業) (合計16事業) ・簡易水道整備(1事業) ・診療所整備(1事業) ・造林(1事業)

「木曽三川水源地域対策基金」と「水源地域対策特別措置法(水特法)」

ダム名 (総事業費)		事業費等	事業種別
徳山ダム (3,500.0億円)	木曽三川基金 (対象ダム決定 S53.1.11)	「不動産取得対策費助成事業」(水没者代替不動産取得の利子補給) 利子補給額: 約1.7億円 (※延べ158世帯) 「特別援助事業」 特別援助額: 約23.3億円 (※466世帯) 「地域振興対策事業」: なし。	-
	水特法	総事業費: 約152億円(水源地域整備計画(S59年当初計画))	・土地改良(4事業) ・治水(1事業) ・簡易水道整備(1事業) ・診療所整備(1事業) ・公営住宅建設(1事業) ・造林(1事業) ・保管所整備(1事業) ・消防施設整備(2事業) ・公民館、集会施設、民俗資料館施設整備(3事業) ・スホーツ・レクリエーション施設整備(3事業) (合計56事業) ・治山(11事業) ・道路整備(15事業) ・義務教育施設整備(1事業) ・宅地造成(1事業) ・林道整備(7事業) ・自然公園整備(1事業) ・無線電話施設整備(1事業) ・ごみ処理施設整備(1事業)
新丸山ダム (1,800.0億円)	木曽三川基金 (対象ダム決定 H4.3.30)	「不動産取得対策費助成事業」(水没者代替不動産取得の利子補給) 利子補給額: 約0.1億円 (※延べ36世帯) 「特別援助事業」 特別援助額: 約2.5億円 (※49世帯) 「地域振興対策事業」: なし。	-
	水特法	総事業費: 約191億円(水源地域整備計画(年当初計画))	・土地改良 ・簡易水道整備 ・林道整備 ・スホーツ・レクリエーション施設整備 ・道路整備 ・下水道整備 ・公民館等整備